



報道発表資料

報道関係者 各位

令和5年12月22日（金）

【照会先】

山形労働局 職業安定部 職業対策課

課長 石垣 博之

課長補佐 東海林 芳弘

地方障害者雇用担当官 伊藤 智津

（電話）023-626-6101

令和5年「障害者雇用状況報告」の集計結果を公表します ～ 県内の民間企業の雇用障害者数は過去最高を更新、 かつ、実雇用率が法定雇用率を上回るのは6年ぶり ～

山形労働局（局長 ^{こばやし} 小林 ^{まなぶ} 学）では、このほど、山形県内の民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.3%）

- 雇用障害者数は3,296.0人で、前年（3,106.5）を189.5人上回った。
実雇用率は2.31%となり、前年（2.18%）を0.13ポイント上回った。
- 法定雇用率達成企業の割合は57.2%で、前年（54.3%）を2.9ポイント上回った。

＜公的機関＞（同2.6%、山形県教育委員会は2.5%）

- 県の2機関及び山形県教育委員会は、いずれも法定雇用率を達成した。
- 市町村の機関は、51機関中43機関（84.3%）が法定雇用率を達成した。

＜地方独立行政法人など＞（同2.6%）

- 3法人中3法人（100%）が法定雇用率を達成した。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（P4～8参照）

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は 3,296.0人で、前年より189.5人増加した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 1989.5人（対前年比14.0人増）、知的障害者は 817.5人（同38.5人増）、精神障害者は 489.0人（同137.0人増）であった。
- ・ 実雇用率は2.31%で、前年（2.18%）を0.13ポイント上回った。実雇用率2.31%は、47都道府県中39位の結果であった。
また、法定雇用率達成企業の割合は57.2%で、前年（54.3%）より2.9ポイント上昇。

○ 企業規模別の状況（P8参照）

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、企業規模43.5～100人未満で699.0人（前年は619.0人）、100～300人未満で1321.0人（同1,284.5人）、300～500人未満で420人（同448.0人）、500～1,000人未満で435.5人（同354.0人）、1,000人以上で420.5人（同401.0人）となり、43.5～100人未満、100～300人未満、500～1,000人未満及び1,000人以上の企業では前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、企業規模で見ると、企業規模43.5～100人未満で1.99%（前年は1.84%）、100～300人未満で2.47%（同2.33%）、300～500人未満で2.16%（同2.17%）、500～1,000人未満で2.34%（同2.10%）、1,000人以上2.65%（同2.44%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.31%と比較すると、100～300人未満、500～1,000人未満及び1,000人以上の企業が実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模で見ると、企業規模43.5～100人未満で56.0%（前年は52.2%）、100～300人未満で59.3%（同57.7%）、300～500人未満で54.7%（同57.1%）、500～1,000人未満で62.1%（同40.7%）、1,000人以上で50.0%（同66.7%）となり、43.5～100人未満、100～300人未満、500～1,000人未満の区分で前年より上昇した。

○ 産業別の状況（P8参照）

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業・小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業」において前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「運輸業、郵便業」（2.50%）、及び「医療、福祉」（3.27%）が法定雇用率以上となっている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況（P 9 参照）

- ・ 令和 5 年の法定雇用率未達成企業は416社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）は311社で、未達成企業に占める割合は、74.8%となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は236社で、未達成企業に占める割合は、56.7%となっている。

2 地方公共団体における在職状況

（1）県の機関（法定雇用率 2.6%）（P 4, P 9 参照）

山形県（特例認定）の機関に在職している障害者の数は 222.0 人（前年 200.0 人）で、実雇用率は 3.03%（同 2.71%）となり、法定雇用率を達成している。

山形県警察本部についても、在職している障害者の数は 18.0 人（前年 12.0 人）で、実雇用率は 4.10%（同 2.71%）となり、法定雇用率を達成している。

※「特例認定」についてはP 9 の注 4 参照

（2）市町村の機関（法定雇用率 2.6%）（P 4, P 10～11 参照）

市町村の機関に在職している障害者の数は 424.5 人で、前年（402.0 人）より 22.5 人（5.6%）増加となり、実雇用率は 2.67%で、前年（2.56%）に比べ 0.11 ポイント上昇した。

51 機関中 43 機関（84.3%）が法定雇用率を達成した。

【未達成機関】

酒田市（特例認定）、上山市（特例認定）、高畠町（特例認定）、遊佐町（特例認定）、大蔵村、最上町、小国町（特例認定）、米沢市立病院の 8 機関

（なお、上記機関のうち、酒田市（特例認定）、上山市（特例認定）、小国町（特例認定）、大蔵村の 4 機関については、令和 5 年 1 2 月 1 日までの間に法定雇用率を達成した。）

※「特例認定」についてはP 11 の注 4 参照

（3）山形県教育委員会（法定雇用率 2.5%の機関）（P 4, P 9 参照）

山形県教育委員会に在職している障害者の数は 186.5 人で、前年（190.5 人）より 4.0 人（2.1%）減少したが、実雇用率は 2.50%と前年（2.52%）を 0.02 ポイント下回ったが、法定雇用率を達成した。

3 地方独立行政法人等における雇用状況

○ 地方独立行政法人等（法定雇用率 2.6%）（P 5, P 12 参照）

地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 34.0 人（前年 30.0 人）、実雇用率は 3.01%（同 2.69%）となった。

3 法人中 3 法人が法定雇用率を達成した。

令和５年６月１日現在における障害者の雇用状況（総括表）

１ 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数／企業数	⑤達成割合
山形県下の民間企業	142,495.0 人 (142,727.0 人)	3,296.0 人 (3,106.5 人)	2.31 % (2.18 %)	557/973 (529/974)	57.2 % (54.3 %)
全国	27,523,661.0 人 (27,281,606.5 人)	642,178.0 人 (613,958.0 人)	2.33 % (2.25 %)	54,239/108,202 (52,007/107,691)	50.1 % (48.3 %)

２ 地方公共団体における在職状況

（１）県の機関（法定雇用率2.6%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤達成割合
計	7,754.5 人 (7,811.0 人)	240.0 人 (212.0 人)	3.09 % (2.71 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)
山形県 (特例認定)	7,315.5 人 (7,369.0 人)	222.0 人 (200.0 人)	3.03 % (2.71 %)		
山形県 警察本部	439.0 人 (442.0 人)	18.0 人 (12.0 人)	4.10 % (2.71 %)		
全国	359,503.0 人 (363,592.0 人)	10,627.5 人 (10,409.0 人)	2.96 % (2.86 %)	152 / 163 (153 / 164)	93.3 % (93.3 %)

（２）市町村の機関（法定雇用率2.6%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤達成割合
山形県下の市町村の機関	15,889.0 人 (15,704.0 人)	424.5 人 (402.0 人)	2.67 % (2.56 %)	43 / 51 (37 / 51)	84.3 % (72.5 %)
全国	1,353,753.5 人 (1,341,687.5 人)	35,611.5 人 (34,535.5 人)	2.63 % (2.57 %)	1,910 / 2,460 (1,846 / 2,462)	77.6 % (75.0 %)

（３）法定雇用率2.5%が適用される県等の教育委員会（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤達成割合
計	7,473.5 人 (7,561.5 人)	186.5 人 (190.5 人)	2.50 % (2.52 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
山形県 教育委員会	7,473.5 人 (7,561.5 人)	186.5 人 (190.5 人)	2.50 % (2.52 %)		
全国	726,615.5 人 (726,284.5 人)	16,990.0 人 (16,501.0 人)	2.34 % (2.27 %)	64 / 95 (58 / 95)	67.4 % (61.1 %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.6%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数／法人数	⑤達成割合
山形県下の地方独立行政法人等（国立大学法人は含まれない）	1,128.0 人 (1,115.5 人)	34.0 人 (30.0 人)	3.01 % (2.69 %)	3 / 3 (2 / 3)	100.0 % (66.7 %)
全国	467,326.5 人 (455,960.5 人)	12,879.5 人 (12,420.5 人)	2.76 % (2.72 %)	308 / 369 (292 / 365)	83.5 % (80.0 %)

（注1） 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

（注2） 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

（注3） 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること

② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

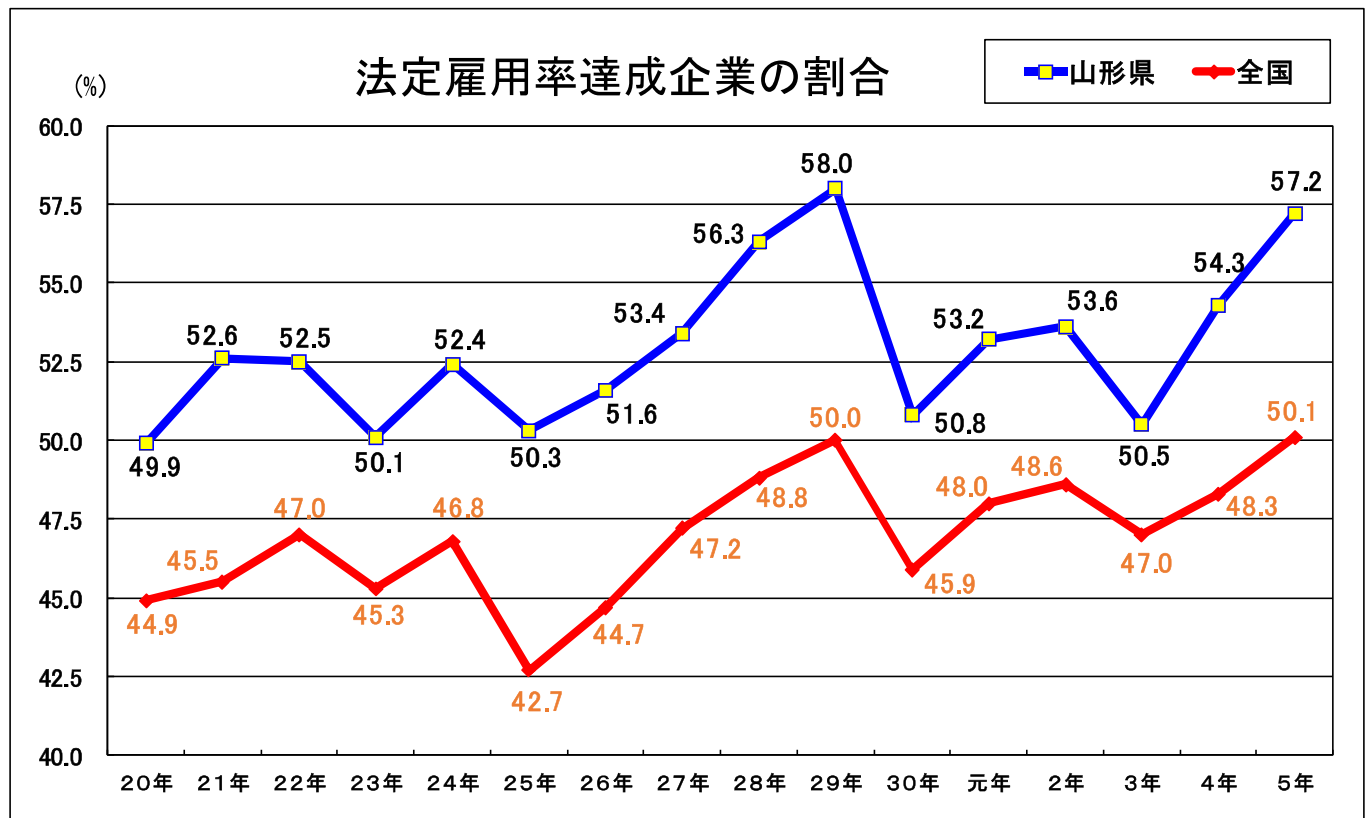
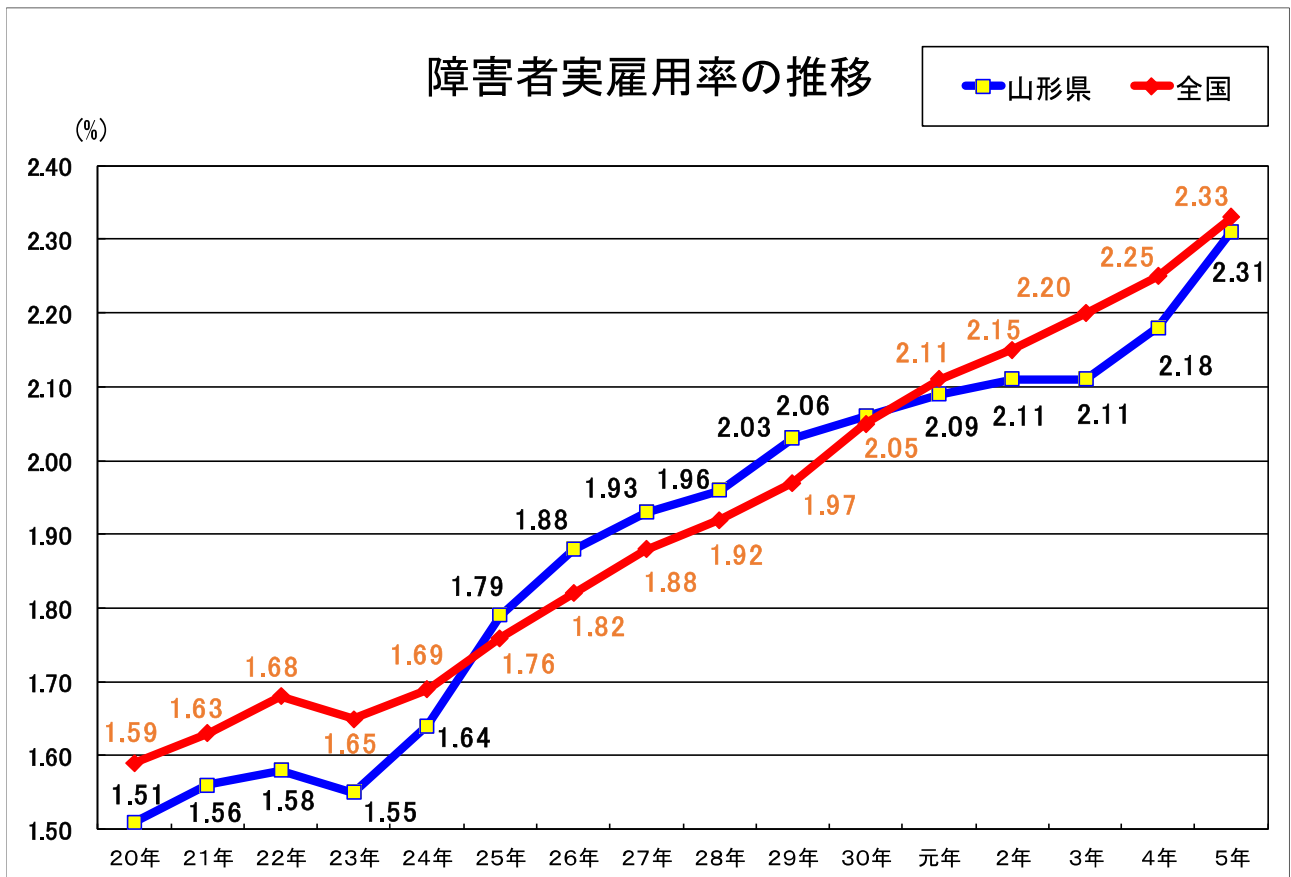
（注4） 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県教育委員会及び一定の市町村教育委員会である。

（注5）（ ）内は、令和4年6月1日現在の数値である。

（注6） 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

（注7） 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

民間企業における障害者の雇用状況の推移



- (注1) 法定雇用率は、平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成29年までは2.0%、平成30年4月から令和3年2月までは2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている。
- (注2) 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和3年2月までは45.5人以上規模、令和3年3月以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。
- (注3) 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降
平成22年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者
(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
知的障害者である短時間労働者
(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
精神障害者である短時間労働者（※）
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和5年6月1日現在における障害者の民間企業における雇用状況

1 民間企業における雇用状況

項目 年別	企業数	常 用 労働者 総 数	法定雇用 算定基礎 労働者数	雇 用 障 害 者 数										実雇用率 (%)	雇用率達成企業		
				重度（短時間を除く）		重度以外（短時間を除く）		短時間		計					企業数	割合(%)	
					(うち知的)		(うち知的)	(うち精神)		(うち知的)	(うち精神)		(うち知的)	(うち精神)			
5 年	973	150,698.0	142,495.0	1,188.0	(166.0)	1,543.0	(467.0)	<266.0>	565.0	(184.5)	<223.0>	3,296.0	(817.5)	<489.0>	2.31%	557	57.2%
4 年	974	150,961.5	142,727.0	1,190.0	(162.0)	1,454.0	(442.0)	<223.0>	462.5	(175.0)	<129.0>	3,106.5	(779.0)	<352.0>	2.18%	529	54.3%
対前年 増減比(%)	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	(2.5)	6.1	(5.7)	<19.3>	22.2	(5.4)	<72.9>	6.1	(4.9)	<38.9>	0.13P	5.3	2.9P

2 民間企業における産業別・規模別雇用状況

項 目		企業数	常 用 労働者総数	法定雇用 算定基礎 労働者数	障 害 者 数		実雇用率		雇用率達成企業		
					うち知的 障 害 者	うち精神 障 害 者	5 年	4 年	企業数	割合(%)	
産業・規模別											
産 業 別	A 農業、林業	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	B 漁業	0	0.0	0.0	0.0	(0.0)	<0.0>	-	-	0	0.0%
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	D 建設業	71	7,679.0	6,411.0	144.0	(17.5)	<5.0>	2.25%	2.09%	47	66.2%
	E 製造業	339	48,687.0	48,643.0	1,044.0	(219.5)	<119.0>	2.15%	2.08%	207	61.1%
	食料品製造業	59	9,312.0	9,312.0	206.0	(73.0)	<41.0>	2.21%	2.14%	37	62.7%
	繊維工業	32	2,766.0	2,766.0	69.0	(24.0)	<5.0>	2.49%	2.67%	17	53.1%
	木材・家具製造業	8	903.5	903.5	36.0	(2.0)	<2.0>	3.98%	3.86%	8	100.0%
	パルプ・紙・印刷業	14	1,341.5	1,341.5	29.0	(6.0)	<3.0>	2.16%	2.30%	8	57.1%
	化学工業	14	2,972.5	2,972.5	60.0	(25.0)	<8.0>	2.02%	1.98%	9	64.3%
	窯業・土石製品製造業	7	1,350.5	1,350.5	28.0	(2.5)	<2.0>	2.07%	1.64%	5	71.4%
	鉄鋼業	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	非鉄金属製造業	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	金属製品製造業	40	3,662.5	3,662.5	64.5	(7.0)	<5.0>	1.76%	1.64%	22	55.0%
	電気機械器具製造業	46	7,337.0	7,337.0	164.0	(25.0)	<6.0>	2.24%	2.15%	30	65.2%
	その他機械器具製造業	79	12,254.0	12,254.0	237.5	(34.0)	<38.0>	1.94%	1.84%	46	58.2%
	その他の製造業	34	6,335.5	6,335.5	139.0	(18.0)	<9.0>	2.19%	2.16%	21	61.8%
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	421.5	421.5	7.0	(0.0)	<0.0>	1.66%	1.65%	4	66.7%
	G 情報通信業	15	1,982.5	1,973.5	30.0	(2.0)	<5.0>	1.52%	1.56%	6	40.0%
	H 運輸業、郵便業	43	10,448.5	8,306.5	208.0	(45.0)	<47.0>	2.50%	2.30%	21	48.8%
	I 卸売業・小売業	122	20,628.0	20,620.0	406.5	(118.0)	<54.0>	1.97%	1.79%	54	44.3%
	J 金融業・保険業	13	4,831.5	4,831.5	106.0	(3.0)	<13.0>	2.19%	2.23%	8	61.5%
	K 不動産業・物品賃貸業	9	758.0	758.0	16.0	(12.0)	<3.0>	2.11%	2.33%	2	22.2%
	L 学術研究、専門・技術サービス業	15	1,145.0	1,145.0	12.0	(0.0)	<0.0>	1.05%	1.25%	6	40.0%
	M 宿泊業、飲食サービス業	27	2,679.5	2,679.5	49.0	(19.5)	<8.0>	1.83%	1.52%	18	66.7%
	N 生活関連サービス業、娯楽業	23	4,449.0	4,449.0	99.0	(37.5)	<15.0>	2.23%	2.00%	14	60.9%
	O 教育、学習支援業	17	2,651.0	2,327.0	37.5	(3.0)	<0.0>	1.61%	1.39%	5	29.4%
	P 医療、福祉	188	31,622.0	27,545.0	901.5	(289.0)	<185.0>	3.27%	3.04%	125	66.5%
	Q 複合サービス事業	17	4,333.0	4,333.0	70.5	(8.0)	<12.0>	1.63%	1.40%	6	35.3%
	R サービス業	65	8,213.5	7,884.5	163.0	(42.5)	<23.0>	2.07%	1.95%	33	50.8%
合 計		973	150,698.0	142,495.0	3,296.0	(817.5)	<489.0>	2.31%	2.18%	557	57.2%
	43.5～100人未満	539	36,293.0	35,098.0	699.0	(183.0)	<87.0>	1.99%	1.84%	302	56.0%
	100～300人未満	344	56,952.0	53,458.0	1,321.0	(331.0)	<203.0>	2.47%	2.33%	204	59.3%
	300～500人未満	53	20,496.5	19,409.5	420.0	(79.0)	<48.0>	2.16%	2.17%	29	54.7%
	500～1,000人未満	29	20,026.0	18,643.0	435.5	(71.0)	<65.0>	2.34%	2.10%	18	62.1%
	1,000人～	8	16,930.5	15,886.5	420.5	(153.5)	<86.0>	2.65%	2.44%	4	50.0%

(注1) 「法定雇用算定基礎労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、「重度」欄を算出するにあたりダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、「短時間」欄を算出するにあたり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(注3) 「短時間」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の雇用障害者である。

(注4) () は知的障害者を、< > は精神障害者を内数で計上。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(注5) ※印については、調査対象企業数が少ない産業において、企業の特定を防止するために処理しているものである。

3 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
令和5年度	416 (100.0%)	311 (74.8%)	64 (15.4%)	25 (6.0%)	12 (2.9%)	4 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	236 (56.7%)
令和4年度	445 (100.0%)	325 (73.0%)	75 (16.9%)	23 (5.2%)	13 (2.9%)	9 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	254 (57.1%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

4 身体障害者の部位別雇用状況

※実人数

区分	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
令和5年度	66人	185人	16人	738人	501人	1,506人
令和4年度	59	175	13	736	477	1,460

公的機関の各機関の状況

(1) 県の状況 (法定雇用率2.6%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人) (注1)	②障害者の数(人) (注2)	③実雇用率(%)	④不足数(人) (注3)	備考
計	7,754.5	240.0	3.09	0.0	
山形県(特例認定)	7,315.5	222.0	3.03	0.0	特例認定あり(注4)
山形県警察本部	439.0	18.0	4.10	0.0	

①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。

- 令和元年6月2日以降により採用された者であること
- 令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
山形県	山形県企業局 山形県病院事業局

(2) 県の状況 (法定雇用率2.5%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
計	7,473.5	186.5	2.50	0.0	
山形県教育委員会	7,473.5	186.5	2.50	0.0	

①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。

- 令和元年6月2日以降により採用された者であること
- 令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(3) 市町村の状況 (法定雇用率2.6%)

機関名	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人) (注2)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人) (注3)	備考
計	15,889.0	424.5	2.67	11.5	
山形市 (特例認定)	2,854.0	79.5	2.79	0.0	特例認定あり (注4)
上山市 (特例認定)	374.0	8.0	2.14	1.0	特例認定あり (注4) (注5①)
天童市 (特例認定)	716.5	19.5	2.72	0.0	特例認定あり (注4)
中山町	116.0	3.0	2.59	0.0	
山辺町	126.5	6.0	4.74	0.0	
米沢市 (特例認定)	666.5	18.0	2.70	0.0	特例認定あり (注4)
南陽市	153.0	4.0	2.61	0.0	
川西町	140.5	3.0	2.14	0.0	
高畠町 (特例認定)	247.0	5.5	2.23	0.5	特例認定あり (注4)
酒田市 (特例認定)	1,207.5	26.0	2.15	5.0	特例認定あり (注4) (注5②)
遊佐町 (特例認定)	268.0	5.0	1.87	1.0	特例認定あり (注4)
庄内町 (特例認定)	359.0	10.0	2.79	0.0	特例認定あり (注4)
鶴岡市	1,025.5	30.0	2.93	0.0	
三川町 (特例認定)	88.0	3.0	3.41	0.0	特例認定あり (注4)
新庄市 (特例認定)	401.0	11.0	2.74	0.0	特例認定あり (注4)
舟形町	93.0	2.0	2.15	0.0	
鮭川村	95.0	2.0	2.11	0.0	
大蔵村	95.0	1.0	1.05	1.0	(注5③)
金山町	104.5	3.0	2.87	0.0	
真室川町 (特例認定)	228.0	8.0	3.51	0.0	特例認定あり (注4)
戸沢村	98.0	3.0	3.06	0.0	
最上町	122.0	2.0	1.64	1.0	
長井市	405.5	10.0	2.47	0.0	
白鷹町 (特例認定)	164.5	4.0	2.43	0.0	特例認定あり (注4)
飯豊町 (特例認定)	251.5	8.0	3.18	0.0	特例認定あり (注4)
小国町 (特例認定)	225.0	4.0	1.78	1.0	特例認定あり (注4) (注5④)
村山市 (特例認定)	374.5	13.0	3.47	0.0	特例認定あり (注4)
東根市 (特例認定)	450.0	15.0	3.33	0.0	特例認定あり (注4)
尾花沢市 (特例認定)	359.0	10.0	2.79	0.0	特例認定あり (注4)
大石田町	134.5	3.0	2.23	0.0	
寒河江市 (特例認定)	561.5	19.0	3.38	0.0	特例認定あり (注4)
河北町 (特例認定)	224.5	6.5	2.90	0.0	特例認定あり (注4)
西川町	149.5	3.0	2.01	0.0	
大江町	103.0	2.0	1.94	0.0	
朝日町	126.0	4.0	3.17	0.0	
米沢市立病院	344.0	7.0	2.03	1.0	
鶴岡市立荘内病院	450.0	11.0	2.44	0.0	
最上町立最上病院	52.0	1.0	1.92	0.0	
鶴岡市上下水道部	61.0	1.0	1.64	0.0	
米沢市教育委員会	165.0	4.0	2.42	0.0	
南陽市教育委員会	141.0	3.0	2.13	0.0	
川西町教育委員会	53.0	1.0	1.89	0.0	
鶴岡市教育委員会	322.5	8.0	2.48	0.0	
金山町教育委員会	43.0	2.0	4.65	0.0	
戸沢村教育委員会	44.5	1.0	2.25	0.0	
最上町教育委員会	49.0	2.0	4.08	0.0	
大江町教育委員会	45.0	1.0	2.22	0.0	
北村山公立病院組合	256.5	7.0	2.73	0.0	
置賜広域病院企業団	616.5	16.5	2.68	0.0	
置賜広域行政事務組合	69.0	2.0	2.90	0.0	
東根市外二市一町 共立衛生処理組合	69.5	3.0	4.32	0.0	

※ 網掛け(塗りつぶし)の8機関が、令和5年6月1日現在で義務付けられている雇用率(2.6%)を達成していない未達成機関。(注5)

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
1. 令和元年6月2日以降により採用された者であること
2. 令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 注5 ①上山市においては、12月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.40%、不足数0.0人となっている。
②酒田市においては、12月1日時点において、障害者の数32.5人、実雇用率2.67%、不足数0.0人となっている。
③大蔵村においては、12月1日時点において、障害者の数2.0人、実雇用率2.11%、不足数0.0人となっている。
④小国町においては、12月1日時点において、障害者の数5.0人、実雇用率2.22%、不足数0.0人となっている。

特例認定一覧

認定地方機関（A）	みなされることとなる機関（B）		
山形市	山形市教育委員会	山形市上下水道部	山形市立病院済生館
上山市	上山市教育委員会		
天童市	天童市教育委員会		
米沢市	米沢市上下水道部		
高畠町	高畠町教育委員会		
酒田市	酒田市教育委員会	酒田市水道局	
遊佐町	遊佐町教育委員会		
庄内町	庄内町教育委員会		
三川町	三川町教育委員会		
新庄市	新庄市教育委員会		
真室川町	真室川町立真室川病院	真室川町教育委員会	
白鷹町	白鷹町教育委員会		
飯豊町	飯豊町教育委員会		
小国町	小国町教育委員会		
村山市	村山市教育委員会		
東根市	東根市教育委員会		
尾花沢市	尾花沢市教育委員会		
寒河江市	寒河江市教育委員会	寒河江市立病院	
河北町	河北町教育委員会		

地方独立行政法人等の状況

(1) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.6%）

法人名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人) (注1)	②障害者の数 (人) (注2)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人) (注3)	備考
計	1,128.0	34.0	3.01	0.0	
公立大学法人 山形県立保健医療大学	53.0	2.0	3.77	0.0	
山形県公立大学法人	59.0	2.0	3.39	0.0	
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構	1,016.0	30.0	2.95	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。

1. 令和元年6月2日以降により採用された者であること
2. 令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

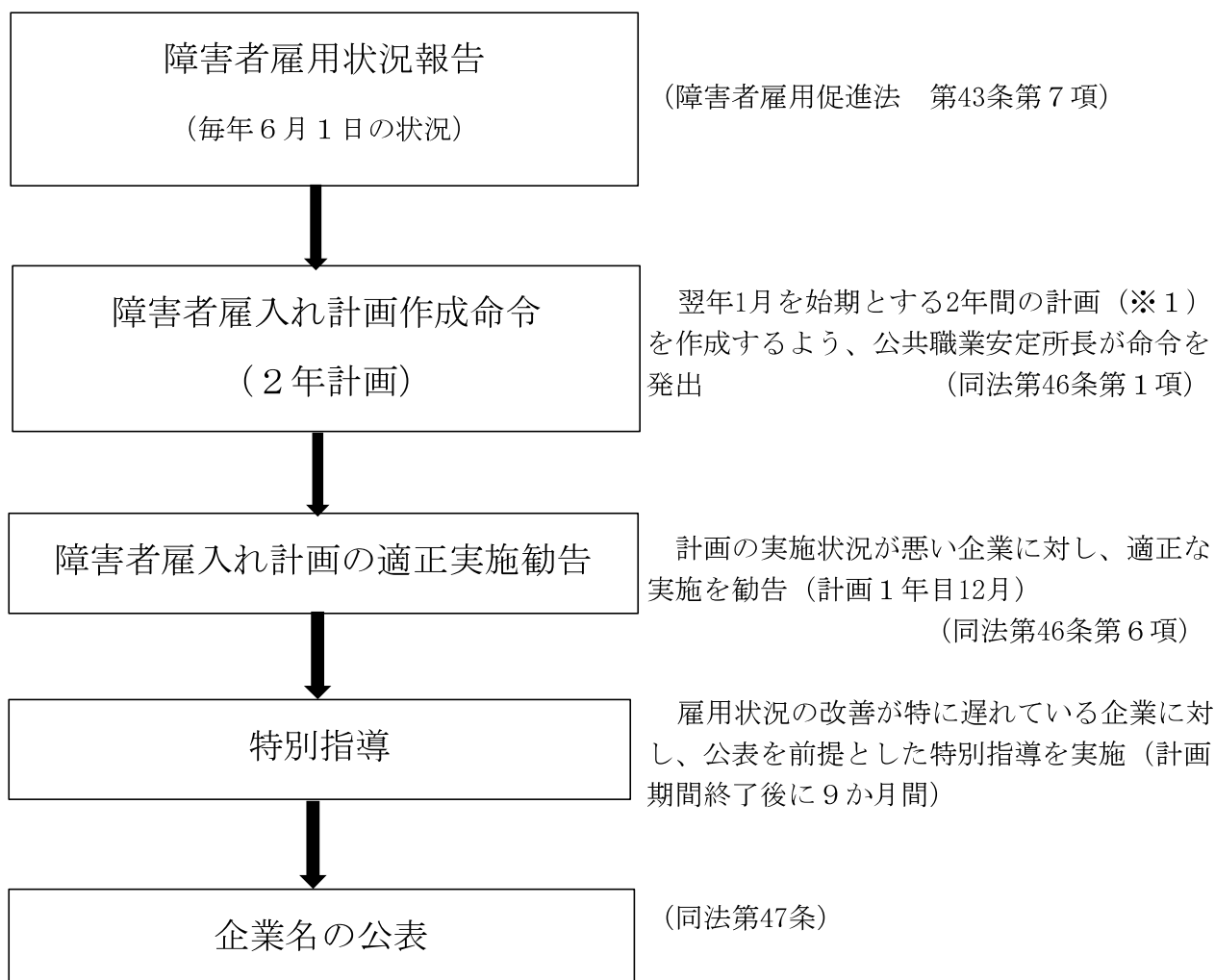
【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 令和4年度の実績(※2)
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 0社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - * 「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 1社(令和4年度)
- 企業名の公表 0社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。